

平成 27 年度第 2 回財政援助団体等監査

監査の種別 地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査
 監査の対象 財政援助団体：福生市消防団
 所管部課：総務部 安全安心まちづくり課
 監査の範囲 平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）に執行された福生市消防団活動交付金について
 実施期間 平成 27 年 12 月 7 日から平成 28 年 1 月 13 日まで
 監査委員 田村 桂一 ・ 杉山 行男

指摘事項	改善措置等
<p>(1) 領収証の整理について</p> <p>本部会計では、領収証がのり付けされておらず整理がされていなかった。</p> <p>また、自動販売機で購入したもの以外で領収証がないものもあり、経費の具体的な使途が確認できないものがあった。</p> <p>領収証は補助金の使途先を示すものであるから、適正に整理されたい。</p> <p>(安全安心まちづくり課)</p>	<p>(1) 領収証の整理について</p> <p>自動販売機等で購入したものなど領収証の出ないものもあるが、経費の具体的な使途を計上して、使途が確認できるよう領収証ののり付けなど、適正に整理する。</p>

平成 27 年度第 2 回財政援助団体等監査

監査の種別	地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査
監査の対象	財政援助団体：社会福祉法人 福生市社会福祉協議会 所管部課：福祉保健部 介護福祉課
監査の範囲	平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）に執行された福生市社会福祉協議会に対する福祉活動専門員補助金、ボランティア活動推進事業補助金、在宅福祉活動事業補助金について
実施期間	平成 27 年 12 月 7 日から平成 28 年 1 月 14 日まで
監査委員	田村 桂一 ・ 杉山 行男

指摘事項	改善措置等
<p>(1) 補助金交付請求書様式の誤りについて 補助金交付請求に係る様式は、福生市社会福祉法人に対する補助金の交付の手続に関する条例施行規則第 4 条（別記様式第 1 号）を用いるべきところ、福生市補助金等交付規則第 7 条（別記様式第 1 号）での交付請求となっている。 正しい様式での交付請求とされたい。</p>	<p>福生市社会福祉法人に対する補助金の交付の手続に関する条例施行規則に基づき、規則で定められた請求書で交付請求を行うよう指導した。</p>
<p>(2) 補助金の算定誤りについて （福祉活動専門員補助金） 実績報告書の決算額に誤りがあったため、補助金交付額が正しく算定されていなかった。 この補助金が含まれる団体での経理区分は、地域福祉事業経理とあり、この補助事業を含め、全部で 4 事業からなる経理区分である。市へ提出された予算、決算書は補助対象事業費だけ抜き出したものであったため、他の 3 事業の決算書と合算したところ、4 事業合算の地域福祉事業経理区分と合致せず、この補助金の決算額の誤りが判明したものである。 所管部課は、団体に対し、過大交付となっている補助金を速やかに返還されるよう求められたい。</p>	<p>誤った交付決定については、補助対象事業費の算定の上で、団体での経理区分が他の事業も含めた複数の事業の経理区分になっていることによる積算誤りであることから、それぞれ個別事業の決算額を出し、合計額と経理区分全体の額が合致するか確認するよう指導した。 また、補助金の算定に当たっては、添付された資料の精査、照合等を行い適正な審査を行っていく。 過大交付となっている補助金については、既に当該法人から返還受入済みである。</p>

<p>また、補助金が含まれた経理区分の中で、補助対象事業以外の事業があるときは、それぞれ個別の決算額を出し、合算額とその経理区分全体の額が合致しているか確認するよう団体へ指導すると同時に、所管部課でも確認し、補助金の算定に誤りがないようにされたい。</p>	
<p>(3) 補助金交付申請書等における補助対象事業費等の記入誤りについて (ボランティア活動推進事業補助金)</p> <p>補助金交付申請書等において、補助対象事業費は補助金と同額が記載されていたが、関係資料を見ると補助対象事業費は、補助金交付額金以上であることが確認された。</p> <p>また、事業費の財源欄についても補助金額の記入のみで正しい記載とはなっていなかった。</p> <p>所管部課は、交付申請段階で正しく記入するよう団体に指導すると同時に、添付されている資料を確認し、適正に交付決定されたい。</p>	<p>補助対象事業費については、福生市社会福祉法人に対する補助金の交付の手續に関する条例施行規則に基づき、正確に積算し補助金交付申請書に記載するよう指導した。</p> <p>また補助金の交付決定については、添付された資料の精査、照合等を行い適正な審査を行っていく。</p>